

令和八年三月十三日

大分県報(告示)

能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量 (四基分の水量を記載)		項 目	汚水等の汚染状態の値						
								単 位	単 位		mg /L	mg /L	mg /L	mg /L	mg /L	mg /L	
								m ³ /日	単 位		り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オ ン 濃 度	
○・五七七m ³ 四基	許可後	許可後	許可後	許可後	間欠	一二時間	なし	通常 の 値	通常 の 値	三	三	二〇	一〇	五	五	五・八〇八・六	通常 の 値
								最大 の 値	最大 の 値	五	五	三〇	二〇	一〇	一〇	五・八〇八・六	最大 の 値

汚染等の汚水		項目		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	区分	
化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位													
mg/L	mg/L		単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続				流量調整槽 ばっ気槽 沈殿槽 凝集槽(第一室) 凝集槽(第二室) 凝集沈殿槽	鉄筋コンクリート	五二m ³ /日	長時間ばっ気+凝集分離式	合併処理浄化槽	変更前	
一〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	処理前	四一	処理前													通常値
一五	一〇	五・八〇八・六	処理後	四一	処理後	最大値	五〇	処理前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変更後
一五〇	二五〇	五・八〇八・六	処理前	五〇	処理前													
二五	一五	五・八〇八・六	処理後	五〇	処理後	最大値	五七	処理後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変更後
同上	同上	同上	処理前	四六	処理前													
同上	同上	同上	処理後	四六	処理後	最大値	五七	処理前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変更後
同上	同上	同上	処理前	五七	処理前													
同上	同上	同上	処理後	五七	処理後	最大値	五七	処理後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変更後

令和八年三月十三日

大分県報(告示)

区	種	処	能	構	主	工	工	工	使	使	汚	状態	
												の	値
分	類	方	式	力	造	寸	事	事	用	用	水	大	浮
												腸	遊
CFU	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	腸	遊
												菌	物
/mL	/L	/L	/L	/L	/L	/L	/L	/L	/L	/L	/L	数	質
												数	量
変更前	合併処理浄化槽	長時間ばつ気+凝集分離式	八m ³ /日	鉄筋コンクリート	流量調整槽 ばつ気槽 沈殿槽 凝集槽（第一室） 凝集槽（第二室） 凝集沈殿槽				連続	二四時間	なし	七	三〇〇
												七	一五
変更後	合併処理浄化槽	長時間ばつ気+凝集分離式	八m ³ /日	鉄筋コンクリート	流量調整槽 ばつ気槽 沈殿槽 凝集槽（第一室） 凝集槽（第二室） 凝集沈殿槽			連続	二四時間	なし	なし	八〇〇以下	三五〇
												八	二五
通常	合併処理浄化槽	長時間ばつ気+凝集分離式	八m ³ /日	鉄筋コンクリート	流量調整槽 ばつ気槽 沈殿槽 凝集槽（第一室） 凝集槽（第二室） 凝集沈殿槽			連続	二四時間	なし	なし	同上	同上
												同上	同上
最大	合併処理浄化槽	長時間ばつ気+凝集分離式	八m ³ /日	鉄筋コンクリート	流量調整槽 ばつ気槽 沈殿槽 凝集槽（第一室） 凝集槽（第二室） 凝集沈殿槽			連続	二四時間	なし	なし	同上	同上
												同上	同上

項目	汚水の		等の		汚染		状態		の値		大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目
	CFU/mL	mg/L																
区	変更前																	
	排水処理施設																	
種	回分式活性汚泥処理+砂ろ過																	
	一〇m ³ /日																	
能	鉄筋コンクリート																	
	流量調整槽 反応槽 ろ過ポンプ槽																	
構	一・四m×二・〇m×三・〇m 二・三m×三・五m×三・五m 二・〇m×二・五m×一・六m																	
	同上																	
主	同上																	
	同上																	
工	同上																	
	同上																	
工	同上																	
	同上																	
使	連続																	
	二四時間																	
使	なし																	
	同上																	
使用の季節的変動	通常の値																	
	最大の値																	
単位	通常の値																	
	最大の値																	
項目	変更後																	
	同上																	
大腸菌数	八〇〇以下																	
	同上																	
りん含有量	二・九																	
	同上																	
窒素含有量	二五																	
	同上																	
浮遊物質	四〇																	
	同上																	
化学的酸素要求量	五・一〇																	
	同上																	
生物化学的酸素要求量	一八九																	
	同上																	
水素イオン濃度	三二五																	
	同上																	
項目	処理前																	
	処理後																	
項目	処理前																	
	処理後																	
項目	処理前																	
	処理後																	
項目	処理前																	
	処理後																	

令和八年三月十三日

大分県報(告示)

一日当たりの排出水量	排水口名	区分	5 排水水の量及び汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	
			大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日								単位
五六	東側排水口	変更前	1	10	30	250	720	600	5.8~8.6	処理前	通常値	三五	処理前	通常値	二四時間	連続	1	1	1	ろ過ポンプ槽 ○・五m 二・九五m×二・〇m×二・七m
六八			800以下	6	25	15	15	10	5.8~8.6	処理後	通常値	三五	処理後	通常値						
六八			1	12	60	330	900	750	5.8~8.6	処理前	最大値	四四	処理前	最大値						
六八			800	8	35	25	25	15	5.8~8.6	処理後	最大値	四四	処理後	最大値						
六一	同上	変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	処理前	通常値	二九	処理前	通常値	同上	同上	同上	同上	同上	
六一			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	処理後	通常値	二九	処理後	通常値	同上	同上	同上	同上	同上	
七五			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	処理前	最大値	三六	処理前	最大値						
七五			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	処理後	最大値	三六	処理後	最大値						

汚水の等価汚染状態の値										一日当たりの排出水量		排水口名	区分	汚水の等価汚染状態の値									
大腸菌数	N-ヘキササン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位			大腸菌数	N-ヘキササン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位
八〇〇以下	五	五	二五	一五	一五	一〇	五・八〇八・六	通常の値		二二五	通常の値	西側排水口	変更前	八〇〇以下	五	五	二五	一五	一五	一〇	五・八〇八・六	通常の値	
八〇〇	七	八	三五	二五	二五	一五	五・八〇八・六	最大の値		二二〇	最大の値	同上	変更後	八〇〇	七	八	三五	二五	二五	一五	五・八〇八・六	最大の値	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	通常の値		二〇九	通常の値	同上	変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	通常の値	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	最大の値		二五二	最大の値	同上	変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	最大の値	

令和八年三月十三日

大分県報(告示)

<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和八年三月十三日から同年四月三日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第百十六号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。</p> <p>令和八年三月十三日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>伝達性海綿状脳症</p>	<p>ヨーネ病</p> <p>〃</p> <p>供する目的で飼育している雌牛及びそのために県外から導入する雌牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めた牛</p> <p>〃</p> <p>家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一による方法</p>					
<p>一 実施の目的</p> <p>家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、牛カンピロバクター症、トリコモナス症及びブーエスキー病の発生予防のため</p> <p>二 伝染性疾病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法</p>	<p>牛カンピロバクター症</p> <p>〃</p> <p>家畜保健衛生所長が必要と認めた牛</p> <p>〃</p> <p>病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二六消安第四六八号農林水産省消費・安全局長通知）による方法</p>	<p>伝染性疾病の種類</p> <p>実施する区域</p> <p>実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲</p> <p>実施の期日</p> <p>検査の方法</p>	<p>ブルセラ症</p> <p>県下全域</p> <p>家畜保健衛生所長が必要と認めた牛及び豚</p> <p>令八・四・一から令九・三・三一までの間において家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和六年三月二十六日付け五消安第七七五七号農林水産省消費・安全局長通知）による方法</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>結核</p> <p>〃</p> <p>家畜保健衛生所長が必要と認めた牛</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>搾乳の用に供し、又は</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>大分県告示第百十七号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおりその所有する家畜について豚熱の発生を予防するための注射を受</p>

けるべき旨を命ずる。

令和八年三月十三日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

五 注射の方法

豚熱ワクチンの筋肉内又は皮下注射

大分県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業宇田枝地区津留工区の換地処分をした。

令和八年三月十三日

大分県知事

佐藤 樹一郎

大分県告示第百十九号

神崎加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和八年三月十三日

大分県知事

佐藤 樹一郎

大分県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和八年三月十三日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

中津市

二 都市計画事業の種類及び名称

中津都市計画下水道事業

中津公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十四年三月二日から令和八年三月三十一日まで

変更後 昭和五十四年三月二日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年三月二日大分県告示第二百二十号、昭和五十五年十月十一日大分県告示第千六百六十三号、昭和五十七年九月二十一日大分県告示第千五百五十六号、平成元年三月二十八日大分県告示第四百七十二号、平成二年八月十七日大分県告示第千五百号、平成七年九月二十九日大分県告示第九百二十七号、平成十三年六月二十六日大分県告示第千二百六十五号、平成二十年二月五日大分県告示第七十五号、平成二十四年十一月二十日大分県告示第七百三十八号、令和二年三月二十四日大分県告示第百八十九号及び令和七年三月十一日大分県告示第百九号の事業地のうちアに掲げる区域を削除し、当該事業地のうち

ア 中津市大字万田字三口の全部の区域。

イ 中津市大字金手字十手の全部、字四反田、字エギ、字深町及び字戸田の各一部、並びに大字万田字井ビノロ、字辻畑及び字川原田の各一部並びに大字高瀬字根迫の一部の区域。

2 使用の部分

変更なし

大分県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和八年三月十三日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

杵築市

令和八年三月十三日

大分県報（告示）

二 都市計画事業の種類及び名称

杵築都市計画下水道事業
杵築市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十七年九月二十六日から令和八年三月三十一日まで
変更後 昭和四十七年九月二十六日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

大分県告示第百二十二号

運転免許関係通知業務委託入札参加資格審査規程(平成二十年大分県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第四条第一項中「六月十日」を「四月十日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百二十三号

指定自動車教習所職員講習業務委託入札参加資格審査規程(平成二十年大分県告示第八百五十三号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第四条第一項中「毎年一月四日」を「入札の公告の日から当該日の属する年の四月十日」に改め、「から二月末日」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百二十四号

運転免許事務委託入札参加資格審査規程(平成二十一年大分県告示第九百五号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条を次のように改める。

(運転免許事務)

第二条 運転免許事務とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百八条第一項に定める運転免許に関する事務のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 運転免許の申請に係る事務
 - 二 運転免許の条件の付与、変更及び解除に係る事務
 - 三 申請による運転免許の条件の付与及び変更に係る事務
 - 四 運転免許証の交付に係る事務
 - 五 運転免許証の記載事項の変更届出に係る事務
 - 六 運転免許証の再交付に係る事務
 - 七 個人番号カードへの特定免許情報の記録等に係る事務
 - 八 適性試験に係る事務
 - 九 運転免許試験の免除に係る事務
 - 十 運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新及び定期検査に係る事務
 - 十一 申請による運転免許の取消しに係る事務
 - 十二 運転経歴証明書の交付、記載事項の変更届出及び再交付並びに個人番号カードへの運転経歴情報の記録等に係る事務
 - 十三 国家公安委員会への報告に係る事務
- 第四条第一項中「六月十日」を「四月十日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。